第四千四百九十五号

八月二十九日

平成三十年

○指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃 ○知事の所管する条例等の規定により民間事業者等が行う書 面 .の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の 告 示 (システム課) (障害福祉課) … 二

規

則

目

次

○児童福祉法による障害児通所支援事業者の指定………… 林 整漁 同 備 漁 政 課 : ≡ : :

 $\equiv$ 

青

〇右 同 :: 同

:

Ħ.  $\equiv$ 

公 告 (建築住宅課)

規 則 県西

局域

:

六

:

通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 知事の所管する条例等の規定により民間事業者等が行う書面の保存等における情報

青森県知事

三

村

申

吾

平成三十年八月二十九日

## 青森県規則第四十号

知事の所管する条例等の規定により民間事業者等が行う書面の保存等における 情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

ように改正する。 通信の技術の利用に関する規則(平成二十一年三月青森県規則第六号)の一部を次の 知事の所管する条例等の規定により民間事業者等が行う書面の保存等における情報

び第七号」を削り、同ハを同号口とし、同号二中「第四条第七項」を「第四条第五 び「、第百六条第二項第一号(同令第百十五条において準用する場合を含む。)」を 条の三及び第百九条」に改め、「、第百五条の十八第二項第一号」を削り、 め 項」に改め、同ニを同号ハとし、同号ホ中「第四条第八項」を「第四条第六項」に改 号」を削り、同号口を削り、同号ハ中「第四条第三項」を「第四条第二項」に改め、 十条の十三」の下に「、第百四十条の十五」を加え、「及び第八号」及び「及び第十 四条の二第二項第一号(同令第百九条」を「第百四条の三第二項第一号(同令第百五 **「第三十七条第二項第一号(同令第四十五条において準用する場合を含む。)、」及** 第三条第四号イ中「第四十三条」を「第三十九条の三及び第四十三条」に、 同ホを同号ニとし、同二の次に次のように加える。 **「第百五十九条」の下に「、第百六十六条」を加え、「及び第二号」及び「及** 「第百四

(平成三十年厚生労働省令第五号)第四十二条第二項第一号(同令第五十四条 第四条第七項 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準

第三条第四号へ中 「第四条第十項」を「第四条第九項」に改める。

において準用する場合を含む。)

準用する場合を含む。 九条」を「第百五条の三及び第百九条」に改め、 第五条第四号イ中 第百九条第二号 「第百四十条の十三」の下に「、第百四十条の十五」を加え、同号ロを削り、 (同令第四十五条において準用する場合を含む。) 及び同令第四十五条において 「第四条第三項」を「第四条第二項」 「第四十三条」を「第三十九条の三及び第四十三条」に、 )、」を削り、 (同条第十二号 (同令第百十五条において準用する場合を含 「同条第十三号」を「同条第十四号」に改め、 一に改め、 「、第百五条の十二第一項」を削 「第三十九条第二号 (同条第十 「第百 同

ことし、同二の次に次のように加える。ことし、同二の次に次のように加える。「第四条第八項」を「第四条第六項」に改め、同ホを同号加え、同ハを同号口とし、同号ニ中「第四条第七項」を「第四条第五項」に改め、同場に」を「同条第十三号に」に改め、「第百六十四条」の下に「、第百六十六条」をむ。)及び同令第百十五条において準用する場合を含む。)」を削り、「同条第十二

第五条第四号へ中「第四条第十項」を「第四条第九項」に改める。

改め、 第十二号(同令第四十五条において準用する場合を含む。)及び同令第四十五条にお 加え、同号を同条第二号とし、同条第四号中「第四条第七項」を「第四条第五項」に 号に」を「同条第十三号に」に改め、「第百六十四条」の下に「、第百六十六条」を いて準用する場合を含む。)、」を削り、 条第三号中「第四条第三項」を「第四条第二項」に改め、 条」を「第百五条の三及び第百九条」に改め、「、第百五条の十二第五項」を削り、 **「第百四十条の十三」の下に「、第百四十条の十五」を加え、同条第二号を削り、同** 第七条第一号中「第四十三条」を「第三十九条の三及び第四十三条」に、 )及び同令第百十五条において準用する場合を含む。)」を削り、 「、第百九条第五号(同条第十二号(同令第百十五条において準用する場合を含 同号を同条第三号とし、同条第五号中「第四条第八項」を「第四条第六項」に 同号を同条第四号とし、同号の次に次の一号を加える。 「同条第十三号」を「同条第十四号」に改 「第三十九条第五号(同条 「同条第十二 「第百九

び同令第五十四条において準用する場合を含む。)七条第八項(同条第十二項(同令第五十四条において準用する場合を含む。)及五、第四条第七項(介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準第十

第七条第六号中「第四条第十項」を「第四条第九項」に改める。

### 所則

この規則は、公布の日から施行する。

Î

## 青森県告示第六百五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第

障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規百二十三号)第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から

平成三十年八月二十九日

定により公示する。

- - -

青森県知事

 $\equiv$ 

村

申

"	一  丁目一〇の一  新市大字大町	ネット弘前 三二弘	介護 護訪問	三 二丁目一〇の一 弘前市大字大町	会社 ト 有限
三0・ 九・三0	一  丁目一〇の一  新市大字大町	ネット弘前 三二弘	居宅介護	三丁目一〇の一	会社 イット 有限
"	七 石灰田一七三	援事業所 知会相談支 字 の の の の の の の の の の の の の の の の の の	定着 走 接 域	四本宮四八〇の 引前市大字高屋	知会 医療法人仙
"	七 石灰田一七三	援事業所 知会相談支 字 の 字 り の り り り り り り り り り り り り り り り	移 行 支 援 域	四 字本宮四八〇の の の	知会医療法人仙
"	丁目七の四○ の四○	わテーション アーション 五 弘	介護 恵 問	五丁目七の四〇弘前市大字取上	わテル 有限会社へ コンコン
三0・ 八・三一	一 一 一 一 一 一 日 七 の 四 ○ 四 ○	わテーション アーション 五 弘	居宅介護	五丁目七の四〇	わテーション イ ト ス ト ス ト ス ト ス ト ス ト ス ト ス ト ス ト ス ト
三 平 成 · · · 三 ()	   四の一   字深浦字中沢   平駅	会福祉協議 三大西	行動援護	三四の一 大字深浦字中沢 西津軽郡深浦町	会 会福祉協議 社会福祉法
年月日	在地	名 称 所	種り類と	所 在 地	名称
廃 止	ザー業 所	行う事	ナ障   害福 ズ祉	業   者	事置管害福祉

## 青森県告示第六百六号

より、 の二十五第一号の規定により公示する。 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十一条の五の三第一項の規定に 次のとおり障害児通所支援事業を行う者を指定したので、同法第二十一条の五

平成三十年八月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

名	指				
1	定				
称	障害児通				
の 所 在 地	通所支援事業者				
類別	所障 医 医 見 通				
名	行障 害				
称	う児通				
所	事支援				
在	業事業				
地	所を				
月	指定				
	の所在地 名 称 所 在 地 年月				

## 青森県告示第六百七号

青

十六年法律第二百四十九号)第三十条の二第一項の規定により告示する。 次のとおり森林について保安林の指定を解除する予定であるので、森林法 (昭和二

平成三十年八月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

### (--)解除予定保安林の所在場所

つがる市木造筒木坂屛風山二五二の一〇、二五二の一四、 六二四の三、

保安林として指定された目的

風害の防備

 $(\equiv)$ 保安林を解除しようとする理由

水道事業用地とするため

<u>-</u> 解除予定保安林の所在場所

つがる市木造筒木坂屛風山二五二の一〇、二五二の一四、 六二四の三、六二五

保安林として指定された目的 公衆の保健

保安林を解除しようとする理由

 $(\equiv)$ 水道事業用地とするため

青森県告示第六百八号

年八月二十日公有水面の埋立ての免許の出願があったので、同法第三条第一項の規定 により、 公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の規定により、平成三十 その要領を次のとおり告示する。

え置いて縦覧に供する。 なお、その関係書面及び図書は、告示の日から起算して三週間、 野辺地町役場に備

平成三十年八月二十九日

出願人の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

青森県知事

三

村

申

吾

1 出願人の住所及び名称 青森市長島一丁目一の一

青森県

2 代表者の住所及び氏名

青森市長島一丁目一の一

青森県知事

二 埋立区域

1 位置

六二五

上北郡野辺地町字野辺地五六八番地先公有水面

2 区域

①の地点 線及び①の地点と⑥の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域 国土交通省告示(平成十四年一月十日告示第九号)で定められた平面直角座標第 十系を用いて得た次の各地点のうち、①の地点から⑯の地点までを順次に結んだ 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十一条第一項第一号の規定による X座標 プラス九六九二一・三八二

3 面積		値の地点		⑤の地点		値の地点		③の地点		⑫の地点		⑪の地点		⑩の地点		⑨の地点		8の地点		⑦の地点		⑥の地点		⑤の地点		④の地点		③の地点		<ul><li>②の地点</li></ul>	
	Y 座 標	X 座標	Y 座 標	X 座 標	Y座標	X 座 標	Y座標	X 座 標	Y座標	X 座 標	Y 座 標	X 座 標	Y座標	X 座 標	Y座標	X 座 標	Y 座 標	X 座 標	Y 座 標	X 座 標	Y 座 標	X 座 標	Y 座 標	X座標	Y座標	X 座 標	Y 座 標	X座標	Y 座 標	X 座 標	Y 座 標
	プラス二四〇四〇・六七七	プラス九六九二五・二〇三	プラス二四〇三七・一八一	プラス九六九四〇・六八八	プラス二四一一〇・九一四	プラス九六九五七・三三一	プラス二四一一四・四一〇	プラス九六九四一・八四五	プラス二四一二一・五二五	プラス九六九四三・四五三	プラス二四一一八・五四八	プラス九六九五六・五九四	プラス二四一四六・一七六	プラス九六九六二・八三一	プラス二四一四五・六四七	プラス九六九六五・一七二	プラス二四一二〇・五五一	プラス九六九五九・五〇七	プラス二四一一五・三三二	プラス九六九八二・六三一	プラス二四一四〇・四六六	プラス九六九八八・一〇九	プラス二四一四〇・一三六	プラス九六九八九・五七二	プラス二四〇九〇・四七九	プラス九六九七八・七五一	プラス二四〇八八・四五三	プラス九六九八七・四四九	プラス二四〇一二・六九五	プラス九六九七○・三四八	プラス二四〇二三・七四八

三、八〇〇・二九平方メートル

## $\equiv$ 埋立てに関する工事の施行区域

及び五六八番地先公有水面 上北郡野辺地町字野辺地五四四番、 五四五番、五四六番、五四八番、五四九番

線で結んだ線により囲まれた区域 ち、アの地点からコの地点までを順次に結んだ線及びアの地点とコの地点とを直 日告示第九号)で定められた平面直角座標第十系を用いて得た次の各地点のう 測量法第十一条第一項第一号の規定による国土交通省告示(平成十四年一月十

アの地点 X座標 プラス九六九〇〇・五二〇

X座標 Y座標 プラス九七〇〇八・一一二 プラス二三九七七・一九九

イの地点

Y座標 プラス二三九五二・九一三

ウの地点 X 座標 プラス九七〇六四・八五四

Y座標 プラス二四二〇四・二八八

エの地点 X座標 プラス二四二一七・三一九 プラス九七〇〇七・一二五

Y 座標

オの地点 X座標 プラス九七〇一六・四六六

Y座標 プラス二四二五八・七〇〇

カの地点 X座標 プラス九六八八三・五七〇

キの地点 X座標 プラス九六八五二・四九九 プラス二四二八八・六九九

Y座標

クの地点 X座標 Y座標 プラス九六九四〇・八〇三 プラス二四一五〇・一五八

プラス二四一三〇・二二五

X座標 プラス九六九一七・〇一四

ケの地点

X座標 プラス九六九一一・五五一 プラス二四〇二四・八三六

コの地点

Y座標 プラス二四〇二六・〇六八

3 面積

四六 〇五九・三七平方メートル

四 埋立地の用途

(維持補修兼用)

漁港施設用地、 船揚場

青森県告示第六百九号

年八月七日公有水面の埋立ての免許の出願があったので、 公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の規定により、平成三十 その要領を次のとおり告示する。 同法第三条第一項の規定に

え置いて縦覧に供する。 その関係書面及び図書は、告示の日から起算して三週間、 野辺地町役場に備

平成三十年八月二十九日

青森県知事  $\equiv$ 村 申 吾

1 出願人の住所及び名称

出願人の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

上北郡野辺地町字野辺地一二三の一

野辺地町

2 代表者の住所及び氏名

青

上北郡野辺地町字野辺地一二三の一

野辺地町長 中谷純逸

埋立区域

位置

2

測量法

(昭和1

上北郡野辺地町字野辺地五六八番地先公有水面

十系を用いて得た次の各地点のうち、

線及び⑬の地点と⑯の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

1

一十四年法律第百八十八号)第十一条第一項第一号の規定による

国土交通省告示(平成十四年一月十日告示第九号)で定められた平面直角座標第 ③の地点から⑥の地点までを順次に結んだ

③の地点 X座標 プラス九六九四一・八四五

プラス二四一一四・四一〇

他の地点 X 座標 プラス九六九五七・三三一

Y座標 プラス二四一一〇・九一四

> ⑤の地点 X座標 プラス九六九四〇・六八八

プラス二四〇三七・一八一

値の地点 X座標 プラス九六九二五・二〇三

プラス二四〇四〇・六七七

3 面積

一、一九九・九七平方メートル

1

三 埋立てに関する工事の施行区域

及び五六八番地先公有水面

上北郡野辺地町字野辺地五四四番、

五四五番、

五四六番、五四八番、

五四九番

ち、アの地点からコの地点までを順次に結んだ線及びアの地点とコの地点とを直 日告示第九号)で定められた平面直角座標第十系を用いて得た次の各地点のう 測量法第十一条第一項第一号の規定による国土交通省告示(平成十四年一月十

線で結んだ線により囲まれた区域

アの地点 X座標 プラス九六九〇〇・五二〇

イの地点 X座標 プラス九七〇〇八・一一二

Y座標

プラス二三九七七・一九九

Y座標 プラス二三九五二・九一三

ウの地点 X座標 プラス九七○六四・八五四

Y座標 プラス二四二〇四・二八八

エの地点 X座標 プラス九七〇〇七・一二五

Y座標 プラス二四二一七・三一九

オの地点 X座標 プラス九七〇一六・四六六

Y座標 プラス二四二五八・七〇〇

プラス九六八八三・五七〇

Y座標 プラス二四二八八・六九九

X座標 プラス九六八五二・四九九

キの地点

カの地点

X座標

Y座標 プラス二四一五〇・一五八

X座標 プラス二四一三〇・二二五 プラス九六九四〇・八〇三

クの地点

ケの地点 X座標 プラス九六九一七・〇一四 3

Y座標 プラス二四〇二四・八三六

コの地点 X座標 プラス二四〇二六・〇六八 プラス九六九一一・五五一

面積

○五九・三七平方メートル

3

埋立地の用途 漁村再開発施設用地

四

# 建築士事務所の監督処分

五項の規定により公告する。 おり建築士事務所の監督処分をしたので、同条第四項において準用する同法第十条第 建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第二十六条第二項の規定により、次のと

平成三十年八月二十九日

申

吾

青森県知事 三 村

平成三十年八月二十日 監督処分をした年月日 青

監督処分を受けた建築士事務所

1

有限会社中央設計

2 所在地

弘前市大字外崎四丁目三の一〇

開設者の名称及びその代表者の氏名

有限会社中央設計 代表取締役

4 級建築士事務所、 二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別 松田律雄

級建築士事務所

5 登録番号

青森県知事登録第八八〇号

三 監督処分の内容

建築士事務所の閉鎖十四日(平成三十年九月一日から同月十四日まで)

兀 監督処分の原因となった事実

建築士事務所を管理する建築士が、平成三十年三月二十六日に国土交通大臣から

建築士法第十条第一項の規定による処分を受けた。

建設業者の許可の取消し

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告す 建設業法 (昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり

平成三十年八月二十九日

青森県知事

三

村

申

吾

代表者の氏名 松橋清治

商号又は名称

株式会社松橋建材

 $\equiv$ 主たる営業所の所在地 つがる市富萢町清水一七の四三

四 許可番号 青森県知事許可(般—二七)第一一五七三号

Ŧī. 取消年月日 平成三十年八月八日

取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。 平成三十年八月六日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により

番 東奥印刷株式会社(印刷所・販売人)

定価小口一枚ニ付十五円四十四銭 毎週月・水・金曜日発行

青森市長島一丁目一 青森市長島一丁目一 県号